

「法律のない裁判所」
-プログラムの起源から考える新たな建築空間-

21619037 村上 琴美
指導教員 宮 晶子 准教授

裁判所 国民性 映画・演劇・落語
プログラム 緊張-半緊張-解放 渋谷

1. はじめに

1) 研究の背景と目的

建築は人の営みによって生まれたもので、人との関わりが不可欠である。建築を利用する人の行為、すなわちプログラムは建築にとって大きな影響を及ぼす。そのプログラムを新しく考え出すことが新しい建築の発明につながると考える。慣例化したビルディングタイプを再生産するのではなく、時代とともに変化する生活、制度、思想などに対応していかなければならない。常に建築を作る際に現状のプログラムを再考していく必要がある。

本研究では、プログラムを新しく考えることで新たな建築の空間を生み出すことを目標とする。

2) 対象プログラム

この卒業制作の対象としたプログラムは「裁判所」である。人を裁くというプログラム自体は人間が争いを生む古来からあったもので、現在の裁判のシステムまで整備されたのは戦後である。しかし、それ以降公平と公正の名のもと権威の象徴としてしかなかった裁判所は海外の建築を模倣をした歴史や、効率性を重視されたビルでしかない。そこをプログラムから考え直すことに新しい可能性を秘めていると考えたため本プログラムを選定した。

2. 司法制度について

1) 本来の司法のあるべき姿

裁判の起源は人と人が生きていく上での様々な紛争解決を目的とした行為である。そこにその時代の考え方やその国や地域の歴史性が大きく反映されていた。そしてそれを人々の共通言語としたものが法律である。人権問題、労働問題、麻薬問題、性問題などの様々な問題に関して、どのような国であるべきかを一つ一つ具体的に法律の解釈を選びとっていくのが裁判所の役割なのである。つまり裁判所とは「最新の国民の倫理観、国民性を表徴する意思決定の場」なのであると考える。

2) 名もなき顔もなき司法の現状

日本では裁判は、どの裁判官が裁いても同じ判決になるような均質で統一的な裁判が理想とされている。そのため、中立的な立場を保つため地域社会に根付くことを

規制されている。しかしこれにより社会と乖離し、国民性の決定の場としては機能していない。一方アメリカでは、「名もなき顔もなき司法」という原理は追わず、裁判官はたくさんの個性の集まりだと認識している。そのため、国民は裁判を知ろうと関心が高まり、裁判官は積極的に国民と関わり、国民性の決定の場として機能している好例と言える。

3) 正しい裁判とは

裁判に真理を求め正当な罰を下すことは不可能であると考え。真理には両者の考えがあり、正当な罰というものもあくまで前例に基づくものだからである。裁判において重要なのは、その罪に対してどう解釈したか、そしてその罪に対して下す罰は社会的にどういう意味合いになるのかの二点だと思う。この二点を重視した場合、裁判員裁判などで法律を知らない人による裁判も可能であると言える。法律を知らないからと司法を敬遠するのではなく我々国民も司法について考えていくべきである。

4) 国民と裁判官の抱える問題

国民は司法に対し無関心であり、裁判官は社会からの乖離していることが、日本が抱える司法の問題だと思う。国民と司法の両者の距離を近づけることこそが重要なのではないかと。国民は司法を身近に感じ、考えて参加する。裁判官は社会と密接な関わりを持ち、日本のあり方を提示していく。この関係性を築くために、建築で未来の司法を考えていきたい。

5) 現在の司法の建築的な問題

裁判所の問題として、権威的な空間と官庁街に建っていることが挙げられる。多くの法廷を抱えることにより大きくシンメトリーな立面を持ち、司法の権威を象徴するかのようになっている。このような建築の作り方は人々を遠ざけているのではないだろうか。東京地方裁判所では、官庁集中計画の跡から官庁街である霞ヶ関、永田町エリアに建っており、人々の生活からかけ離れた場所にある。また、立法機関と行政機関と近いと、司法の独立も危ぶまれる。

以上のような直接的な建築の問題を解決しながら、司法がどうあるべきかを人の行為やプログラムからも考えた建築の提案をしていきたい。

3. 提案

1) 対象裁判所

本提案では国民の倫理観や国民性を決定づけるような社会問題を扱う東京地方裁判所を選定した。ある程度の規模の事件の第一審が行われ、裁判員裁判も行われるからである。東京地裁は民事55部、刑事23部からなる日本最大の裁判所である。現在、霞ヶ関に位置している。

2) 分散計画

東京地方裁判所を様々な人に触れる機会を作るため、人々の生活している場所に分散させる。若者を中心とした多層な人の集まる渋谷、学生街である四谷、オフィス街である六本木の三箇所である。本提案では渋谷を設計対象とする。

3) 敷地

東京都渋谷区神南2丁目3



代々木公園とNHKと代々木第一体育館などのスポーツ施設に挟まれたイベント広場が敷地である。渋谷は駅を中心とし、広がるように都市開発が進んでいる。現在はイベント時以外は静かな場所だが、次の都市開発の対象となる場所であり司法に改革を起こすには影響力が持てる場所であると考え。また代々木公園やスポーツ施設から様々な人の集まりやすい場所であり、NHKという発信力を持った場所である。

4) コンセプト

a) 独立した法廷

現在の裁判所は大きな一つのビルとしてのファサードを持っており、中に入るまではどのような構成をしているかはわからない。そこで法廷を全て表出させることで広場を通過しているだけで一つ一つで裁判が行われるということに自覚的になっていく。また全ての法廷が形、大きさの違う線対称なボックスとなっており、名もなき顔もなき均質な司法から脱却を試みる。

b) 司法を身近に感じる為の他のプログラムの存在

裁判を傍聴していると人の人生の岐路を垣間見ているような感覚になる。裁判を身近に感じるにはこうした心

理的な面も重要になると考える。映画や落語や演劇は機微を表出させたものであり人生に思いを馳せる点で共通している。このことから現実とフィクションを並置させることで司法を考える一歩になれば良いと考えた。

c) 司法以前の司法を考える為の誰も管理してない広場

法律とは本来、国民の考えの基準となるものである。法律が決まるよりも先に国民の考えや振る舞いがあるのである。そこで裁判所にイベントのある広場を設けることにより司法以前の司法を意識的にも無意識的にも実践し考えていくことになるのである。

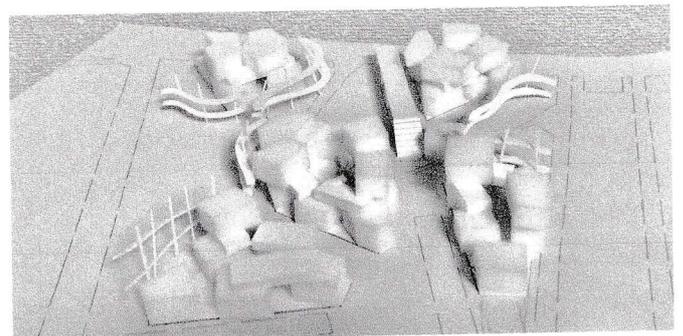
d) Y字路の結節点

渋谷の街は放射状に広がる作りをしており、その結果Y字路が多く生まれている。そしてY字路の鋭角の部分は影響力の大きい場所となっている。例えば109は若者のファッションの拠点となっていたり、Bunkamuraは映画や演劇の文化の拠点となっていたりする。敷地に既存するY字路から都市的なY字路と広場を織り交ぜたゾーニングをする。

e) 緊張—半緊張—解放の空間の移り変わり

裁判所を調査した時、裁判所には3つの状態があることを感じた。法廷内のみなが一つのことに集中した緊張空間。そこから扉一枚抜け、小さな声で話しても良いが裁判の内容を話すのは憚られる半緊張空間。そこからさらにもう一枚扉を抜けると、緊張状態から解放された今まで溜め込んでた感情や意見をはき出す解放空間。この3種類の空間の性質をデッキの高低差や動線となるブリッジでメッシュ状の透ける壁で設計する。また解放空間ではその裁判に関してのそれぞれの立場か

らの意見が飛び交う場となるので、司法を考えていける場となると思う。そして解放空間を通して映画や演劇や落語の感想も合わせり考えが交錯する空間となる。



4. 参考文献

- ・コリンP.A ジョーンズ著「アメリカ人弁護士が見た裁判員制度」
- ・小坂井敏晶著「人が人を裁くということ」
- ・ダニエル・H・フット著「名もない顔もない司法」